

(別紙資料添付省略)

子発 0902 第 4 号

令和 4 年 9 月 2 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応について（協力依頼）

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、政府においては、

- ・ 本年 9 月 5 日から 30 日までの間を想定し、合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、
- ・ 警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応すること

とされています。(別紙 1 参照)

そのため、上記合同電話相談窓口等において児童虐待に関する相談を受けた場合には、児童相談所を案内する場合が考えられることから、今般、別添の法務省人権擁護局長通知「「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応について（依頼）」(法務省権調第 64 号令和 4 年 8 月 31 日付)が発出され、自治体等の窓口において適切な対応がとられるようお願いする旨の協力依頼があり、さらに、9 月 1 日付で、厚生労働省子ども家庭局長及び同社会・援護局長は「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の構成員となりました。(別紙 2 及び 3 参照)

貴所管児童相談所におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応頂いていると承知しておりますが、本件についてご了解頂くとともに、上記合同電話相談窓口等からの案内を含め、児童相談所に旧統一教会について社会的に指摘されている問題を背景とした児童虐待に関する相談があった際には、必要に応じて警察等の関係機関とも連携しつつ、適切に対応をお願いいたします。

また、旧統一協会を背景とした児童虐待に関する相談は、貴管下の子ども家庭総合支援拠点等にも寄せられることが考えられることから、各都道府県におかれましては、管内市区町村(指定都市及び児童相談所設置市を除く。)への周知をお願いします。

なお、上記合同電話相談窓口等においては、生活困窮者支援制度や心の健康不安に関する相談に対する相談窓口の案内も想定されていることから、厚生労働省社会・援護局長及び同障害保健福祉部長からも別途協力依頼があることを申し添えます。